

議案第8号

令和4年度基山町一般会計補正予算（第8号）

令和4年度基山町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104,201千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,744,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
12 分担金及び負担金		34,381	△1,224	33,157
	1 分担金	3,480	△1,224	2,256
14 国庫支出金		1,444,843	1,444	1,446,287
	1 国庫負担金	829,774	5,161	834,935
	2 国庫補助金	610,745	△3,717	607,028
15 県支出金		636,845	△842	636,003
	1 県負担金	392,120	1,596	393,716
	2 県補助金	183,944	△2,438	181,506
16 財産収入		4,073	40	4,113
	2 財産売却収入	121	40	161
17 寄附金		934,311	1,252	935,563
	1 寄附金	934,311	1,252	935,563
18 繰入金		645,998	△106,255	539,743
	1 基金繰入金	643,523	△106,310	537,213
	2 特別会計繰入金	2,475	55	2,530
20 諸収入		315,698	△2,516	313,182
	4 受託事業収入	62,067	△6,865	55,202
	5 雑入	209,431	4,349	213,780
21 町債		177,363	3,900	181,263
	1 町債	177,363	3,900	181,263
歳 入	合 計	8,848,905	△104,201	8,744,704

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		2,063,932	△35,331	2,028,601
	1 総務管理費	1,846,829	△33,349	1,813,480
	2 徴税費	107,769	△1,377	106,392
	3 戸籍住民基本台帳費	73,568	△461	73,107
	6 監査委員費	805	△144	661
3 民生費		3,030,768	△19,057	3,011,711
	1 社会福祉費	1,792,783	△9,230	1,783,553
	2 児童福祉費	1,237,683	△9,927	1,227,756
	3 災害救助費	302	100	402
4 衛生費		881,093	△21,380	859,713
	1 保健衛生費	457,870	△6,579	451,291
	2 清掃費	422,348	△14,721	407,627
	3 上水道費	875	△80	795
5 労働費		26,482	△70	26,412
	1 労働諸費	26,482	△70	26,412
6 農林水産業費		111,421	△5,992	105,429
	1 農業費	91,964	△702	91,262
	2 林業費	19,457	△5,290	14,167
7 商工費		366,336	△2,060	364,276
	1 商工費	366,336	△2,060	364,276
8 土木費		485,632	6,698	492,330
	1 土木管理費	27,108	△130	26,978
	2 道路橋梁費	174,271	12,482	186,753
	3 都市計画費	71,182	△52	71,130
	5 住宅費	65,384	△5,602	59,782
9 消防費		284,799	86	284,885

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金	1,555
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	地域医療介護総合確保基金事業補助金	48,702
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	県産木材供給体制整備事業補助金	3,932
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	社会資本整備総合交付金事業（道路） （三国・丸林線道路改良 桜町・伊勢山線道路舗装補修）	34,906
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	地方創生道整備推進交付金事業 （深底線道路改良）	1,102
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農地農業用施設災害復旧事業	8,288

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	(千円) 6,500	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街なみ環境整備事業	11,100	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	10,400	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公営住宅建設事業	(千円) 8,900	同上	同上	同上	(千円) 6,700	同上	同上	同上
上水道一般会計出資事業	(千円) 200	同上	同上	同上	(千円) 100	同上	同上	同上
地域鉄道対策事業	(千円) 500	同上	同上	同上	(千円) 900	同上	同上	同上